

原発事故賠償における被侵害利益論

弁護士 米 倉 勉
(福島原発被害弁護団・幹事長)

1 被侵害利益（保護法益）と損害の内容

- (1) 包括的生活利益としての平穩生活権
- (2) 身体権に直結する平穩生活権

(1) 包括的生活利益としての平穩生活権

－精神的な価値を中心とした平穩生活権－

ア 避難者における被害構造

避難行動による社会生活全般（地域生活、家庭生活、職業生活）の
断絶・破壊

- ①「**避難慰謝料**」＝ 避難による著しい生活阻害をもたらす心身の苦痛・不安、不自由、不便等をもたらすストレスと精神的苦痛
 - ・仮設住宅等での生活の限界、見知らぬ土地での生活上の不安、被ばくによる不安や差別、仕事の喪失、家族の離散、被害者同士の軋轢など
- ②「**故郷喪失慰謝料**」＝ 元の地域での生活を奪われたことによる有形無形の損害
 - ・「**居住生活利益**」の喪失
住宅や農地の生活財の無価値化と
 - ・「**地域生活利益**」の喪失
生活費代替機能、相互扶助・共助・福祉機能、行政代替・補完機能、人格発展機能、環境保全・維持機能
 - ・**人格発達権侵害**（人格形成と発達場の喪失）
 - ・**自然の恩恵の享受、精神的拠り所としての故郷**
 - ・これらの価値を失うことによる精神的苦痛
地域における人的な繋がりや帰属意識による、揺るぎのない精神的絆と安心感を喪失することによる精神的苦痛

※ 故郷の「変質・変容」の評価（「**故郷変質・変容慰謝料**」）

避難者が帰還しても、元の故郷（地域社会）は毀損されており、コミュニティの同一性は損なわれている。アイウのとおり、内容的・実質的には「故郷の喪失」と変わらない。そこで、帰還してもなお、故郷喪失慰謝料（ないしこれに準じた慰謝料）の請求を維持する。

ア 自然環境の破壊

イ コミュニティ（人的繋がり）の破壊

ウ 地域の社会的機能の喪失

これは、被ばく地域滞在者の被害②と共通する性質を持つ。

イ 被ばく地域滞在者における被害構造

- ① 地域全体への経済的・心理的・社会的影響（「地域力の低下」）による有形無形の損害、精神的苦痛
- ② より線量の高い地域では、農業・山林生産物の被害等による産業の破壊や地域生活利益の侵害が生じる（「**滞在型避難者**」化）。さらに、人口減少や人口構成の変化による**地域社会の破壊と変容**。
 - ・地域の将来不安：若年層の流出による「限界集落化」の進行。
 - ・廃炉作業の長期化・不確実性、さらに廃炉後の核燃料・デブリ処理の困難を考えると、長期的にも地域の復興が期待できないという不安。

※ 区域外避難者及び滞在者は、いずれも、自分の判断と行動（自主的な避難あるいは滞在継続の選択）そのもの迷いや葛藤、さらには引き換えに失ったものへの「後悔」等の精神的苦痛を負い続ける。→ これによる「負い目」と対立も、被害構造の一環をなす。

※※ 避難者における、故郷の「変質・変容」の評価（「故郷変質・変容慰謝料」）

帰還しても、元の故郷（地域社会）は毀損されており（abc）、コミュニティの同一性は損なわれているので、内容的・実質的には「故郷の喪失」と変わらない。そこで、帰還してもなお、故郷喪失慰謝料（ないしこれに準じた慰謝料）と同額の請求を維持する。

（広野町、南相馬市原町区、川内村、楢葉町など）

a 自然環境の破壊

b コミュニティ（人的繋がり）の破壊

c 地域の社会的機能の喪失

これは、被ばく地域滞在者の被害②に類似する。

(2) 身体権に直結する平穩生活権

ア 被ばく地域滞在者の被害が典型

- ① 放射線被ばくによる**疾病リスクに対する不安、ストレス**による精神的苦痛
- ② 事故の未収束による、**事故の再発に対する不安とストレス**による精神的苦痛

イ 避難指示の遅れにより、相当な被ばくの後で避難を強いられるという

- (1) (2) 両方の被害を受けた地域の損害
(津島、飯舘などの計画的避難区域)

※ 本来(1)(2)は、双方ともに享受すべき権利・利益であるはずが、放射能公害によって両立しない(相互に矛盾する)関係となり、被害者は不条理な選択を強いられるとともに、自己決定権を侵害されている。

※※ より線量が高い地域では、地域社会の破壊と変容(1)と被ばくによる疾病リスクに対する不安、ストレス(2)の両方の被害が生じている。
(川俣町小綱木地区、いわき市田地区、二本松市山間部)

2 予防原則による権利救済

科学的に因果関係を証明することができなくても、人の健康や環境に対する深刻で不可逆的な被害が発生するおそれがある場合には、規制当局が予防的な措置をとることが正当化されるという考え方。

(1) 損害賠償への適用

- ・ LNT 仮説 (ICRP) を無視する「20mSv 基準」の不合理性、非科学性
- ・ 科学的に不確実な損害の発生「リスク」に対する不安感
 - 「一般人・通常人」を基準とした権利救済の必要
 - 「リスク・仮説」に基づく回避行動(予防)の許容
- ・ 身体権に直結する平穩生活権は、身体権を前倒しして、保護法益を抽象化している(刑事法でいう抽象的危険犯や環境刑法)。このような**抽象的な法益の要保護性**が認められるなら、因果関係は「**リスク・仮説**」であっても肯定されなければならない。
 - ⇒ **被害の不可逆性と深刻性**
- ・ 事故発生率も損害予測も不能のため、保険原理による救済(無過失責任論)が適応しない原発事業における賠償法理は、「合理的仮説」による予防原則ではないか?

確実性 : 蓋然性 : 合理的仮説

↓ ↓ ↓
過失責任 無過失責任 予防原則

(2) 帰還拒否の自由

- ・ 避難指示が解除された場合に、帰還を拒否する自由
- ・ 被ばくのリスク等を怖れて帰還しない避難者にも、避難慰謝料・故郷喪失慰謝料の請求が認められるべき。

(3) 区域外避難の評価

- ・ 20mSv 基準による避難指示がなされていない地域においても、被ばくのリスク等を怖れて避難することによる損害が賠償されるべき。

以上